

情報最前線

「日本年金機構」 退職した方が扶養している 配偶者の年金を改正

会社などを退職した場合などに扶養している配偶者の年金の切り替えが遅れたり、漏れていたために、保険料が未納となつてている方が手続きをすれば、年金の受け取りが可能になつたり、年金額を増やせる場合があります。

■今回の改正点

扶養者が退職した場合や、扶養されている方自身の年収が増えたときなどは、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続をして、保険料を納めなくてはなりません。この手続が2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

今回の改正で、このような方は手続きをすることにより、「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになります。

■手続きのメリット

○無年金や年金の減額を防ぐことができ、老齢年金だけでなく、障害年金などの

受給権の確保にもつながる。今まで払うことができなかつた期間の保険料を納付することができます。

○終身年金で80歳までの保証付きです。

○農業者のメリット
●農業の扱い手には、政策支援（保険料の国庫補助）があります。

●補助対象の権利
●特許権（発明を保護）
●実用新案権（物品の構造、形状に係る考案を保護）
●意匠権（物品の形態・デザインを保護）
●商標権（商品・サービスを表す標識・ブランドを保護）
●育成者権（植物の新品種を保護）

上事業を営んでいる中小企業者など

※平成27年4月から保険料の納付ができるようになります。手続きをされた方に、保険料納付のご案内を郵送する予定です。

○問合せ
○新居浜年金事務所
TEL 0897-1351-1300
○国民年金保険料専用ダイヤル
TEL 0570-1011-050
※通話料がかかります。

○問合せ
○市庁舎別館
市農業委員会事務局
TEL 0897-5211262
○各総合支所
市農業委員会分室

○問合せ
○PCT (Patent Cooperation Treaty 特許協力条約。国際的な特許出願に関する条約) 出願後の各国への移行手手続きは対象外

○問合せ
○市内中小企業者などの知的財産権を出願する
中小企業者などを応援

○農業者の皆さん
老後の備えは万全ですか
農業者年金へ加入しましょう

■加入要件

①国民年金第1号被保険者
(保険料納付免除者を除く)

※国民年金の付加年金（保険料月額400円）への加入が必要。

②年間60日以上農業に従事
③20歳以上60歳未満

①から③の全てに当てはまる方なら、農地を持っていない農業者、配偶者や後継者な

市内中小企業者などの知的財産権を保護し、権利化することで、競争力を強化し、産業の活性化を図るために、市では知的財産権を出願する事業者などに対し、出願に要する経費の一部を補助します。

■補助対象者

市内に本社または主たる事業所を有し、引き続き1年以上

○国内出願
補助対象経費の2分の1以内で、補助限度額は10万円
○外国出願
補助対象経費の2分の1以内で、補助限度額は30万円

○問合せ
市庁舎本館産業政策課
産業創造係

7月の空間放射線量測定結果

西条市では、平常時における空間放射線量データの蓄積を目的に、月に1度、市内8地点での空間放射線量の測定を行っています。7月の測定結果は右表のとおりですが、いずれの地点においても異常値は観測されていません。

※環境省が示す基準値：毎時0.23マイクロシーベルト
※測定場所の位置図および過去の測定結果は市ホームページをご覧ください。

■問合せ 市庁舎別館環境衛生課 水・環境保全係
TEL 0897-52-1382

【7月の空間放射線量測定結果一覧表】

| 測定場所 | 測定日 | 測定数値 |
|-----------------|-------|-----------------|
| うちぬき広場 | 7月29日 | 毎時0.09マイクロシーベルト |
| 飯岡公民館 | 7月29日 | 毎時0.08マイクロシーベルト |
| 東予総合支所 | 7月29日 | 毎時0.10マイクロシーベルト |
| 楠河公民館 | 7月29日 | 毎時0.09マイクロシーベルト |
| 丹原総合支所 | 7月29日 | 毎時0.10マイクロシーベルト |
| 旧鞍瀬駐在所 | 7月29日 | 毎時0.09マイクロシーベルト |
| 小松総合支所 | 7月29日 | 毎時0.10マイクロシーベルト |
| 石鎚登山ロープウェイ山頂成就駅 | 7月31日 | 毎時0.05マイクロシーベルト |